

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	30	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 ()		
要望項目名	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の認定を受けて行う自社株対価TOBに応じた株主に係る株式譲渡所得等の課税の繰延等		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） <p>産業活力再生特別措置法による認定を受けて事業者が行う自社株を対価としたTOBに応募した株主の課税の繰延及び対価とした株式の特定口座預け入れ対象への追加</p> <ul style="list-style-type: none"> 特例措置の内容 産業活力再生特別措置法の認定を受けて事業者が行う自社株対価TOBについて、以下の措置を講ずる。 <ol style="list-style-type: none"> TOBに応募した法人株主の株式譲渡損益に対する課税の繰延 TOBに応募した個人株主の譲渡所得等（譲渡所得、事業所得、雑所得）に対する課税の繰延 一定の要件のもと、TOBに応募した個人株主が取得した株式の特定口座預け入れ対象への追加 <p>※ 自社株対価TOB：現金ではなく自社又は親会社の株式を対価として行う株式公開買付</p> 		
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法292条第1項3号		
減収見込額		(平年度) (約 1,917)	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 本年7月に施行された改正産業活力再生特別措置法では会社法の特例を設けることで自社株対価TOBを行いやすくしているが、自社株対価TOBの対象会社株主が株式譲渡損益・譲渡所得等に対して課税されることを理由に自社株対価TOBに応じないことが課題となっており、応募株主の課税の繰延措置等を講じることで自社株対価TOBが活発に行われる環境を整備し、我が国企業の成長、国際競争力の強化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 我が国企業は、これまで国内の消費マインドの冷え込み、グローバル競争や円高といった厳しい経営環境におかれながら、東日本大震災や欧米の債務問題が追い打ちをかけており、企業を取り巻く環境はより厳しいものとなっている。</p> <p>このような中、企業が継続的な成長を図り、我が国経済の活力を向上させるためには、一層の「選択と集中」が必要であり、そのための有効な手段であるM&Aについての更なる環境整備が必要である。特に、M&Aの手法の一つである自社株対価TOBは、海外では数多く行われており、業界再編につながる大型案件にも用いられるなど、有力なM&A手法として確立されているが、我が国においては、制度的な制約から行われてこなかった。</p> <p>このため、平成23年7月1日に改正法が施行された「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」では、自社株対価TOBを実施するに当たっての会社法上の制約を払拭しており、その活用が期待されているものの、TOBに応募した株主については、株式譲渡損益・譲渡所得等に対して課税が発生することが自社株対価TOB実施上の制約になるとの指摘が多くなされていることから、所要の税制上の措置を講ずることで、一層の「選択と集中」を進め、我が国経済の活力を向上させる必要がある。</p> <p>また、個人株主の利便性向上を図り、自社株対価TOBの利用を促進するため、自社株対価TOBに応募した個人株主が対価として取得した株式についても、一定の要件のもと、特定口座への預け入れ対象とする必要がある。</p>		

本要望に 対応する 縮減案	
ページ	一

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長
	政策の達成目標	自社株式を対価とする株式取得を通じたM&Aの促進による企業の成長、国際競争力の強化。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成24年4月1日～平成27年3月31日の3年間
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ。
	政策目標の達成状況	一
有効性	要望の措置の適用見込み	初年度において概ね5件程度の適用を見込んでいる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本措置の手当により、自社株式を対価としたTOBが増加することで、我が国企業の生産性が向上し、我が国経済の活力が向上することが見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	一
	予算上の措置等の要求内容及び金額	一
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	一
	要望の措置の妥当性	アンケート結果によれば、今後自社株対価TOBの活用を検討する企業のうち、約89%の企業が、応募株主の課税関係が制約要因になると考えているところ、課税の繰延措置によって制約要因を直接に取り除くことが必要かつ適切である。 また、本措置は、経営資源の効率的な運用を目指した戦略的な組織再編・事業再編等についてその他一定の基準を満たす計画を主務大臣が認定した場合に限って認められるものであり、政策手段として的確である。

税負担軽減措置等の適用実績	一
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	一
前回要望時の達成目標	一
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	一
これまでの要望経緯	一

ページ